

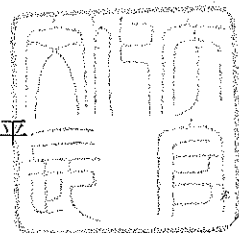


元受文庁第717号  
令和元年6月21日

行政文書不開示決定通知書

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

文化庁長官  
宮田 亮 平



令和元年5月21日付け（令和元年5月22日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称  
19/5/17に開催された、文化審議会文化財分科会の配布資料

2 不開示とした理由

本件対象文書は、国の機関の内部における審議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換及び意思決定の中立が不当に損なわれるおそれがあるため、法第5条第5号に該当します。

また、本件対象文書は、史跡名勝天然記念物の現状変更許可の申請に対する処理案など、文化審議会文化財分科会における具体的な審議内容が記載されており、公にすることにより将来予定されている同種の審議に係る意思決定に不当な影響を与え、文化財の保存に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号に該当します。

以上の理由により、不開示としました。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国（訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。）を被告として、同法12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

\* 問合せ先

文部科学省 TEL 03-5253-4111（代表）

（決定の内容について）文化庁文化財第二課審議会係 内線 2792

（実施方法等について）文部科学省大臣官房総務課公文書監理室 内線 2572